

## 川崎市教育委員会告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市青少年の家の指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市青少年の家条例（平成5年川崎市条例第25号）第4条第3項の規定により告示します。

令和8年1月19日

川崎市教育委員会教育長 落合 隆

管理を行わせる施設の名称及び所在地	施設名称 川崎市青少年の家 所 在 地 川崎市宮前区宮崎105-1
指定管理者	(所在地) 東京都世田谷区用賀四丁目10番1号 (名 称) かわさき未来応援パートナーズ (代表者名) 株式会社東急コミュニティー 代表取締役 木村 昌平 (構成員) 公益財団法人川崎市スポーツ協会 会長 中山 伸一
指定期間	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで